

選挙運動の妨害は禁止されています





＜ご注意ください!!＞

○公職選挙法は、選挙の自由と公正を確保するため、街頭演説等の選挙運動を妨害することを禁止しています。（第225条）

○下記事例のような行為は、公選法及びその他法令等に抵触またはそのおそれがありますので、ご注意ください。

①暴行や不法な威力による妨害



②演説の継続や聴取を困難とする妨害



【公職選挙法】（選挙の自由妨害罪）	**第二百二十五条**　選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一　選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかしたとき。 二　交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。 三　選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

有権者や候補者の皆さんにとって、安全・安心な演説の場が確保されるよう、ご協力をお願いいたします。

東京都選挙管理委員会

選挙における街頭演説には以下のルールがあります

公職の候補者は、選挙運動期間中に一定の制限のもとで選挙運動のための街頭演説が認められています。

○街頭演説は、午前８時から午後８時までの間に限り行うことができます。

（公職選挙法第１６４条の６）

○街頭演説は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ、必ず立ち止まって行わなければなりません。歩行しながら、又は自動車や自転車で走行しながら演説することはできません。（公職選挙法第１６４条の５）

○街頭演説に従事する選挙運動員等は、１５人（候補者を除く。）に限られ、選挙管理委員会が交付する腕章を着用しなければなりません。

（公職選挙法第１６４条の７）

○なお、候補者本人がその場にいなくても実施できます。

○街頭演説の場所では、ポスター、立札、看板などを掲示することはできません。ただし、街頭演説の場所に停車した選挙運動用自動車にポスター、立札、看板などを取り付けることができます。（公職選挙法第１４３条）

○国政選挙及び東京都知事選挙では、選挙管理委員会が交付する個人演説会看板用表示物を付けた看板類を掲示することができます。のぼりの形状でも差し支えありません。（公職選挙法第１６４条の２）

○街頭演説の場所では、候補者の選挙運動ビラを頒布できます。

（公職選挙法第１４２条）

○街頭演説の場所で拡声機を使用して演説ができます。ただし、選挙運動用自動車で拡声機を使用している場合は、同時に使用することはできません。

（公職選挙法第１４１条）

○街頭演説を行う場合は、学校、病院、診療所、その他の療養施設などの周辺では、静穏保持に努めなければなりません。また、長時間にわたって同じ場所にとどまって演説することのないように努めなければなりません。

（公職選挙法第１６４条の６）